

平成23年度教育行政執行方針

平成22年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、福島町教育行政の執行に関わる主要な方針について申し上げます。

今日の我が国にあっては、社会状況や経済情勢などの要因が絡み合いながら、我々を取り巻く環境にも大きな変化が生じてきております。

そうした中、教育分野においては教育基本法並びに教育三法の改革に伴う具体的な動きとともに、新学習指導要領が小学校では今年度より、また、中学校においても平成24年度より全面実施となり、小学校における英語授業の導入や各学年授業時数の増加など、新たな教育活動が展開されようとしております。

このような状況を踏まえ、当町の学校教育にあっては、町民憲章の理念と福島町教育目標を基本に、子ども達一人ひとりが「生きる力」と「確かな学力」を育みながら健やかに成長していくことが出来るよう、学校・家庭・地域、そして行政が、より一層連携を深めながら教育活動を推進するとともに、子ども達にとって望ましい教育環境の整備を図ってまいります。

社会が大きく変化し、生活の質の向上や学習の多様化が益々広がる中で、町民が生きがいをもち充実した生活を送ることが出来るよう、学校、家庭、地域を通じて、誰もがいつでも、どこでも学ぶことができる社会教育を通じた生涯学習社会づくりが求められております。

このため当町においては、第五次福島町社会教育中期計画に基づき、幼児期から高齢期までの生涯にわたっての学習機会の提供に努めるとともに、学校や社会教育関係団体・機関との連携を図りながら社会教育活動を推進してまいります。

法に定められている「教育委員会事務の管理執行に係る点検・評価」につきましては、昨年度より、町における行政評価が一部実施されておりますが、その点検・評価様式に合わせた対応を図るため、これまでの実施状況を踏まえて早期に外部評価を行い、その点検・評価の結果を十分に活用しながら、今後も、所管事務等の見直し改善に努めてまいります。

《学校教育》

1 学校等の再編及び学校教育の推進について

吉岡幼稚園につきましては、今年度の入園希望幼児はおりませんが、これまで保護者と協議のうえ確認し、平成25年を整備年度として計画している福島保育所への「認定子ども園」整備などの受け皿確保の条件が整うまでの間は、当面、存続をしていくこととしております。

そうした中、国においては「少子化社会対策会議」を通して、保育所と幼稚園の機能を統合する「幼保一体化」の検討が進められておりますが、今後は、こうした国の動きにも十分に注視をしてまいります。

昨年度において統合となった中学校の対応につきましては、新入生も含めて通学輸送等に万全を期することはもちろんのこと、生徒が学校生活を健やかに過ごすことが出来るよう、小学校時点における交流活動等を通して生徒のスムーズな意識融合を図るなど、町内学校間のさらなる連携を図ってまいります。

児童・生徒の学力向上に向けては、昨年度の希望参加による「全国学力・学習状況調査」の結果分析を見ますと、過去の調査結果と同様、各科目における応用面の強化、さらには家庭学習の充実の必要性が課題として捉えられているところであります。

このため各学校においては、朝の読書やチャレンジテストの活用、放課後・長期休業中の学習機会の設定などの取り組みを行っており、今後も、こうした学力向上対策や家庭学習の習慣化に向けて、学校や家庭との連携を図りながらの対応に努めてまいります。

なお、町内1校体制となった福島中学校においては、昨年度に引き続き、臨時教諭を1名配置したうえで、「数学」教科にTT（チームティ칭ング）を用いた授業指導体制の維持を図ってまいります。

次に、昨年度の抽出対象校として実施された福島中学校における「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、体格調査では全国平均を上回っているものの、体力・運動能力調査では、全国平均を下回る結果となっております。こうしたことから、今後も、体育学習の指導充実はもちろんのこと、学校内外における運動習慣の定着や家庭における生活習慣の改善に向けて、家庭等への啓発も含めた対応に努めてまいります。

また、中学校においては新学習指導要領に基づき、平成24年度から武道必修化に向けた取組みが求められておりますが、福島中学校では武道として「相撲」を選択することとしていることから、試行期間である今年度において授業に必要な備品等を整備するなど、本格実施に向けた授業指導等の環境づくりを進めてまいります。

2 情報通信・英語教育の推進について

これまでの事業を通して町内各学校へ整備された教育用コンピュータ・デジタル放送対応機器などを活用し、児童・生徒が情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しむとともに、基本操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できる分かりやすい学習活動を進めるなど、ICT時代の人材育成を目指した情報通信教育の実践に努めてまいります。

英語教育につきましては、今年度より、小学校における新学習指導要領の完全実施に伴い、英語が必修化されることとなります。

そうした事項も踏まえ、当町においては、子供たちが国際化の進展に対応した基礎的なコミュニケーション能力を身に付けることが出来るよう、これまでも、語学指導を行う外国人青年招致事業（JET）による英語指導助手（AET）を各学校等へ派遣するなどの教育実践を図っているところであり、継続して実施をしてまいります。なお、現在のAETは、本年7月をもって3年目の任期満了の年となることから、新たなAETの配置に向けて、関係機関に対する要請手続きを進めてまいります。

3 友好市町との学習交流について

長崎県松浦市（旧福島町）、長野県木曾町（旧木曾福島町）との交流活動につきましては、これまで、各友好市町との生徒学習交流が隔年で実施されているところであります。

昨年度の行政事務・事業評価においては、事業展開にあたっての工夫改善等が求められているところであり、子供たちが交流を通して異なる気候風土や文化を体験することに加え、交流の輪をさらに広げることが出来るよう、今後、友好市町幹事会による連携協議を踏まえながら、両市町との通年交流も考慮した中での事業展開の検討に努めてまいります。

4 各種奨学資金の活用について

国における公立高等学校授業料無償化等の施策によって、従前に増した進学環境の改善策が図られておりますが、依然として雇用情勢は不安定な状況にあり、経済的理由等による、高校・短大・大学等の進学が困難となる社会情勢が続いております。

こうした中、当町の奨学資金制度の活用啓発につきましては、すでに学校や町広報等を通してその周知に努めているところですが、特に、当町独自の奨学金である「花田俊勝奨学金基金」や「小笠原実奨学金基金」の積極的な活用が図られるよう、引き続き、各種貸付制度の周知啓発に努めてまいります。

5 北海道中学校相撲選手権大会について

今年度の北海道中学校相撲選手権大会は、当町を会場として7月31日の開催が予定されていることから、福島町相撲協会や北海道中学校体育連盟、さらには地元中学校等とも十分に連携を取りながら、町内生徒の積極的な参加や円滑な大会運営が図られるよう体制の構築に努めてまいります。

6 高等学校の存続対策について

道立福島商業高等学校は、現在、センター校である函館商業高等学校の地域キャンパス校として、互いに連携しながら、部活動や体験学習交流等をはじめとした教育実践の展開が図られておりますが、町内の少子化状況の中で、新年度の入学希望者は16名程度と見込まれており、入学者の減少傾向は、今後もより厳しさを増すことが予測されます。

こうした状況を踏まえ、昨年度に引き続き福島商業高等学校と連携のうえ、町内はもとより、近隣町の中学校の生徒や保護者に対して入学説明会や体験見学会を行うなどの募集対策を進めてまいります。

また、町における施策として昨年度から実施している入学奨励・通学定期補助の増額改正に加えて、本年度より商業高校の実学として、将来の就職に活かす各種資格取得のための検定料に対する新たな助成制度を設けたうえで、町内外からの生徒確保に向けた高校存続支援策としての対応に努めてまいります。

7 学校給食の充実について

次世代を担う子供たちの心と体の健やかな発達のため、「安全、安心でおいしい」学校給食の提供と衛生管理の徹底を図るとともに、食育の推進にあたりましては、子供達に望ましい生活習慣や食習慣が培われるよう、各学校の食に関する指導計画に基づき、教職員や栄養教諭等と連携を図りながら一層の充実に努めてまいります。

また、給食費につきましては、前年度は食材等の高騰に伴う保護者の負担増を避けるため、値上げ必要額（1人当たり月額200円）を補助支援策として予算化したところであり、本年度も同様の支援を実施しながら、地元産食材の積極的な活用にも努めてまいります。なお、給食用パン及び米飯の製造は、これまで町内業者に委託をしておりましたが、諸般の事情により平成22年度をもって受託辞退の申し入れがあったことから、今後は、近隣の木古内町で製造を営む業者への製造委託により対応を図ってまいります。

重要懸案事項でありました学校給食センターの建設事業は、本年度において建設工事に着手いたします。新施設内には炊飯設備も設けられ、本格稼働後は自炊による米飯提供が可能となることから、より一層、衛生管理に配慮のうえ、安全安心な特色ある学校給食の提供に努めてまいります。

《社会教育》

1 各年齢階層における活動の推進について

子ども達が豊かな人間性や社会性を育むためには、自然体験活動やボランティア活動、地域行事活動などへの参加促進が必要な要素となることから、今後も、子ども会・少年団などの団体活動への参加奨励や指導者の確保、さらには、異世代間交流等を通じた学習機会の充実に努めてまいります。

町民の皆様が主体的に学び、活動することができるよう、各種講座の開催をはじめとした様々な学習機会の提供を行うなど、地域づくり活動参画に向けた支援を図ってまいります。

さらに高齢者活動にあつては、生きがいと健康づくりを含む交流機会の場でもある高齢者学級の充実に努めてまいります。

また、各地域のニーズに合わせた趣味や教養を充実させるための学習機会や、情報提供を行う地域生活学級講座の実施展開を図るとともに、町内の各女性団体についても、相互の連携と友好親睦を深める活動展開を図ることが出来るよう、その支援に努めてまいります。

2 芸術文化活動について

ゆとりや潤いなど、心の豊かさにつながる町民の芸術文化活動への参加や鑑賞機会の提供に努めるとともに、町民文化祭をはじめ社会教育関係団体が主体となった活動への支援を図りながら、生涯を通して参加できる芸術文化活動を推進してまいります。

特に今年度は、北海道立近代美術館の「移動美術館」の開催を計画しており、今後も、芸術鑑賞機会の充実に努めてまいります。

3 読書活動について

読書活動においては、図書及び町民の学習活動に必要な資料の収集、情報提供の充実に努めるとともに、読み聞かせボランティアや北海道立図書館の指導協力を得ながら読書活動の推進に取り組んでまいります。

また、昨年度において実施した町史関係蔵書や資料の整理に引き続き、本年度は、写真資料等の整理作業を進めることとしており、整理後は、町史関係所蔵資料の検索、閲覧が容易にできる対応など、町民にとって分かりやすく、利用しやすい図書室づくりに一層努めてまいります。

4 生涯スポーツの推進について

町民一人ひとりが各年代層に合わせた体力・健康づくりを行い、また、生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができるよう、関係施設の整備・管理に努めるとともに、各種スポーツ大会の開催や団体活動の支援を行いながら、スポーツの普及啓発を図ってまいります。

また、スポーツ活動を支えるためには、指導者の育成と確保が必要不可欠であることから、より一層、体育指導委員をはじめ、体育協会及びスポーツ少年団などの関係者と連携のうえ、指導者の育成に取り組んでまいります。

5 文化財保護について

町の長い歴史や風土の中で生まれ、継承されてきた文化財等は、町の歴史を伝える財産として保護伝承に努めるとともに、様々な催しを通して公開するなど、町の歴史や文化に触れる機会の提供を図ってまいります。

また、郷土資料等の保存にあたっては、旧白符小学校校舎を活用のうえ、ボランティア協力を得ての対応を図るとともに、保存環境の整備に努めてまいります。

以上に基づく各施策の展開にあたりまして、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成23年度教育行政執行方針といたします。